

令和7年度水域の生活環境動植物登録基準設定検討会（第2回）

議事要旨

1. 日 時 令和7年8月5日（火）13:30～17:40

2. 場 所 WEB会議システムにより開催

3. 出席委員

座 長	山本 裕史	
委 員	今泉 圭隆	坂本 正樹
	菅谷 芳雄	富田 恭範
	永井 孝志	矢吹 芳教
	山岸 隆博	與語 靖洋
	横山 淳史	

（敬称略、五十音順）

4. 議 事

（1）水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準として環境大臣が定める基準値（案）について

（2）登録基準の設定を不要とする農薬について

（3）再評価に係る事前相談について

（4）その他

5. 議事概要

（1）水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準として環境大臣が定める基準値（案）について

新規剤であるフェナザキンについて基準値の設定、再評価の対象農薬であるアラクロール、キノクラミン（ACN）、フィプロニル、ベンゾビシクロンについて基準値の改正等に関する検討が行われた。

フェナザキンについては、申請者から提出されたブルーギル及びニジマスを用いた魚類急性毒性試験に関し、毒性指標値算出の基礎となる各試験区の平均実測濃度の算出方法の科学的妥当性等について議論した。検討の結果、事務局が提示した案を一部修正の上、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（以下、農薬小委員会。）に諮ることが了承された。

アラクロールについて、申請者から提出されたムレミカヅキモを用いた藻類生長阻害試験に関し、試験自体は96時間ばく露試験であるが、OECDテストガイドラインに準拠し、暴露開始後72時間の測定値を用いて ErC_{50} 等を算出している点について、了承が得られた。その他検討の結果、事務局が提示した案のとおり、農薬小委員会に諮ることが了承された。

キノクラミン（ACN）については、以下の点等について科学的信頼性を議論した。

- Ⅰ 申請者から提出されたオオミジンコを用いたミジンコ類急性遊泳阻害試験に関して、一部の試験区の被験物質濃度に関する実測データが不足していること
- Ⅰ 申請者から提出されたムレミカヅキモを用いた藻類生長阻害試験に関して、被験物質純度が低く、不純物の影響を考慮する必要があるかどうか
- Ⅰ 環境省が文献等から収集した毒性データのうち、フナガタケイソウを用いた藻類生長阻害

試験に関して、成長障害率が 132%となっており、算出した ErC_{50} の精度が高いとは言えない点

検討の結果、事務局が提示した案を一部修正の上、農薬小委員会に諮ることが了承された。

フィプロニルについては、申請者から提出されたドブユスリカを用いたユスリカ幼虫急性遊泳障害試験結果に関して、試験区の平均実測濃度の算出方法、実測濃度の精度等について科学的信頼性を議論した。また、以下の点等について委員より指摘があった。

- Ⅰ 水質モニタリング調査に関して、地点別の検出濃度の経年変化や検出地点を含む地域の農薬出荷量の情報を整理し、要因を分析することが重要であること
- Ⅰ 要因分析において、行政指導（農薬の水田使用における止水管理の徹底）の実施状況についても考慮することが望ましいこと
- Ⅰ 農薬以外の用途もあることから、関係部局とも連携し、当該成分の環境中濃度の低減を図ることが重要であること

検討の結果、事務局が提示した案を一部修正の上、農薬小委員会に諮ることが了承された。

ベンゾピシクロンについては、以下の点等について議論した。

- Ⅰ 申請者から提出されたフナガタケイソウを用いた藻類生長障害試験に関して、被験物質濃度の定量限界未満値の取扱いや、96 時間のばく露期間のうち、増殖が維持されているばく露開始 48 時間までの結果を用いて ErC_{50} 値を算出することの科学的信頼性等
- Ⅰ 毒性指標値や水域 PEC の算出にあたってのベンゾピシクロン及びその加水分解物の取扱い（合算して評価するのかどうか、また、合算する場合の算出方法等）
- Ⅰ 農薬残留対策総合調査等において、ベンゾピシクロンに加えてその加水分解物を測定対象とするべきかどうか

検討の結果、事務局が提示した案を一部修正の上、農薬小委員会に諮ることが了承された。

（２）登録基準の設定を不要とする農薬について

交信かく乱剤として登録申請されているジャパミリルアについて、水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定を不要とすることに関する検討が行われ、事務局が提示した案のとおり、農薬小委員会に諮ることが了承された。

（３）再評価に係る事前相談について

ピリミノバックメチル及びベンスルフロンメチルについて、農薬の再評価に必要な水域の生活環境動植物の毒性試験に関する事前相談への対応案に関する検討が行われた。

ピリミノバックメチルについては、試験設計の適切性等について議論が行われ、申請者に事実関係を確認し、また、事務局が提示した回答案を一部修正の上、申請者に回答することが了承された。

ベンスルフロンメチルについては、事務局が提示した回答案のとおり、申請者に回答することが了承された。

（４）その他

評価に使用する公表文献等の利用手続きについて議論され、事務局が提示した案が了承された。